



障害者のための
国際シンボルマーク



盲人のための
国際シンボルマーク



身体障害者標識
(身体障害者マーク)



聴覚障害者標識
(聴覚障害者マーク)



ほじょ犬マーク

12月3日から9日は障害者週間です

「障害者週間」は広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

市でも第4次吉川市障がい者計画を策定し、基本理念を「自立と社会参加の実現、地域生活の促進」と定め、障がいのある人もない人も、共に助け合い地域で安心して暮らしていけるよう取り組んでいます。

その中でも、今月号では障がい者の「就労」についてスポットを当てていきます。



耳マーク



オストメイト
用設備/オスト
メイト



ハート・プラスマーク



手話マーク



筆談マーク



ヘルプマーク



「白杖SOSシグ
ナル」普及啓発
シンボルマーク

事業主の義務

障がい者の雇用については昭和35年に「身体障害者雇用促進法」が制定されましたが、当初は「身体障害者」に限られた法律でした。その後、「障害者雇用促進法」に改称され、知的障害者や精神障害者も対象に加えられるなど、さまざまな法改正を経て対象となる障がい者の範囲は広げられてきました。

また、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、事業主には右表の法定雇用率(従業員における障がい者の割合)以上の割合で障がい者を雇用することが義務となっています。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.3%
国・地方公共団体等	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.5%

※対象となる事業主は従業員43.5人以上

ノブくんスマイル基金

(障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金)

市では障がいのあるお子さんを持つ保護者の方から、市の障がい福祉施策の発展を願っていただいた寄付金(1,800万円)を、障がい福祉に活用するため基金を設置しました。寄付者のお子さんの愛称から「ノブくんスマイル基金」と名付けました。

お預かりした寄付金は、障がい者の就労、住まいの確保(グループホームの整備)など障がい者が愛着のある吉川市で安心して暮らせるための事業に大切に活用させていただきます。



寄付の詳細い
内容はこちら

親亡き後も吉川市で暮らすために・・・

ノブくんスマイル基金

～障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金～



残された我が子のために♡
障がい者がいきいきと暮らすために♡
障がい者に
やさしいまちづくりへ